

令和 7 年度藤枝市男女共同参画に関する市民等意識調査業務入札説明書

藤枝市が発注する、令和 7 年度藤枝市男女共同参画に関する市民等意識調査に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 7 年 8 月 21 日（木）
- 2 執行者 藤枝市長 北村正平
- 3 担当部局 藤枝市市民協働部男女共同参画・多文化共生課
〒426-8722
藤枝市岡出山 1－1 1－1 藤枝市役所東館 4 階
TEL 054-643-3198
FAX 054-643-3327

4 業務内容等

- (1) 入札番号 藤男女契第 2 号
- (2) 業 務 名 令和 7 年度藤枝市男女共同参画に関する市民等意識調査業務
- (3) 業務内容 市民および市内企業を対象とした男女共同参画に関する意識調査
- (4) 業務期間 契約日～令和 8 年 1 月 30 日（金）

5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 藤枝市が発注する物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加資格において、「各種調査企画」の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオに該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不正に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (6) 過去2年間に国または地方公共団体において、本業務と同種の調査業務を2回以上にわたって受注した実績を有すること。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、及び宣誓書を令和7年8月28日(木)午後4時までに提出(1部)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出は電子メールとする。※送信後は必ず電話で到達確認をすること。

- (2) 提出された入札参加資格の確認結果は、令和7年8月29日(金)までに電子メールで通知する。

- (3) 申請書及び宣誓書は次により作成すること

ア 入札参加資格確認申請書 様式第1号

イ 宣誓書 様式第2号

- (4) (1)の書類は「3 担当部局」宛に提出すること。

- (5) その他

ア 申請書及び宣誓書の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び宣誓書を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使えない。

ウ 提出期限後における申請書及び宣誓書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び宣誓書は、返却しない。

オ 提出された申請書及び宣誓書は、公表しない。

カ 申請書及び宣誓書に用いる言語は日本語とする。

キ 提出された申請書及び宣誓書について、追加資料を求めることがある。

7 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、書面または電子メールにて令和7年9月1日(月)午後4時までに提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和7年9月2日（火）までに説明を求めたものに対し、電子メールにて回答する。
- (4) (2)は「3 担当部局」宛に提出すること。

8 入札手続き等

- (1) 入札執行日時 令和7年9月4日（木）午前11時00分から
- (2) 入札執行場所 藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所 西館3階 303 会議室
- (3) 入札方法
 - ア 代理人が入札をする場合は必ず委任状を提出すること。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札書は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書用の封筒は用いないこと。
 - エ 印鑑を持参すること。
- (4) 最低制限価格 なし
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 前払金 なし
- (8) 令和7年度藤枝市男女共同参画に関する市民等意識調査業務入札心得
入札心得は、藤枝市ホームページ（各課のページ・男女共同参画・多文化共生課）に掲載する。入札参加者は遵守すること。
- (9) 入札の無効
無効となる入札については、令和7年度藤枝市男女共同参画に関する市民等意識調査業務入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。
- (10) 不落随意契約
限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

9 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

10 その他

- (1) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) その他詳細不明の点については、藤枝市男女共同参画・多文化共生課に照会すること。